

R7 - 公募型指名競争入札(期間入札)
第 DK-1 号

道路管理課

次により、公募型指名競争入札（期間入札）（地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得及び契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を F A X で送信してください（F A X による送信が不都合な場合は、持参も可とします。）。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、F A X の受信が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページ「事業者の方」の「入札・契約情報」> 契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を **令和7年5月30日(金)正午までに道路管理課**に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

| | |
|------------|--|
| 1 入札に付する業務 | 地下道清掃業務委託（長期継続契約） |
| 2 仕様書 | 別添「地下道清掃業務委託（長期継続契約）仕様書」及び「 <u>平面図</u> 」のとおり |
| 3 業務の履行場所 | 高松市東ハゼ町外7町地内 |
| 4 履行期間 | 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで |
| 5 最低制限価格 | 設定しない |
| 6 予定価格 | 公表しない |
| 7 入札保証金 | 免除 |
| 8 契約保証金 | 免除 |
| 9 支払条件 | 毎月完了払（委託料は月払いとし、入札書に記載の金額に消費税及び地方消費税を加算した額に基づき、毎月均等となるよう算定した額を支払うものとする。） |

| | |
|-------------------|---|
| <p>1 0 入札参加条件</p> | <p>(1) 入札参加申請日現在、高松市の令和5～7年物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の業種名「建物管理」の営業種目「建物清掃」に登録されている市内企業（主たる事務所(本社・本店)が高松市内にあること。）であること。 ※ 法人については、さらに【注意事項】(9)の2に定める要件を加えるものとする。</p> <p>(2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(3) 過去15年以内において引き続き2年以上、次のいずれかの業務について元請として履行実績を有すること。 ア 一の建築物（用途は工場、倉庫、共同住宅等を除く建築物で、かつ、その屋内部分の床面積が2,400㎡以上のもに限る。）の清掃。 イ 建物の外構、舗装された広場等の屋外における清掃（清掃面積が2,400㎡以上のもに限る。）</p> <p>(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により同項第1号又は第8号の事業に係る登録を受けた営業所を市内に有すること。</p> <p>(5) 業務の内容に適合した業務責任者（清掃業務について、ビルクリーニング技能士の資格を有する常勤の自社従業員）を配置できること。</p> <p>(6) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p> <p>(8) 組合については、その組合員が本業務に入札参加申請をしていないこと。</p> |
| <p>1 1 入札参加申請</p> | <p>入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)に10入札参加条件の(3)及び(4)を満たすことを明らかにすることができる書類及び【注意事項】(9)の2に定める要件を満たすことを誓約する書面(指定様式)を添付し、FAXで送信するとともに、法人については、【注意事項】(9)の3に従い、持参又は電子メールにより、道路管理課管理係に写真及び略図を提出すること。なお、メールの受信可能容量上限が5メガバイトとなるので、これを上回る容量のメールについては、添付ファイルを分割するなどして送信すること。</p> <p>申請受付FAX番号 087-839-2528（道路管理課） 電子メール送信先：douro@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 受信確認のため、FAX又は電子メール送信後、送信した旨の連絡を12 参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること。（電話番号 087-839-2515）</p> <p>※ 持参可能な日時は、上記受信確認電話可能な日時と同じとする。</p> <p>※ 指定様式は、次のとおり <u>公募型指名競争入札参加申請書</u> <u>市内企業付加要件についての誓約書</u></p> |

| | |
|-------------------|---|
| 1 2 参加申請書提出期間 | 令和7年5月26日（月）から令和7年5月30日（金）まで（同日正午必着） |
| 1 3 指名（非指名）通知 | （1） 通知は、令和7年6月3日（火）までにFAXで送信する。 （2） 指名した者には指名競争入札通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。 |
| 1 4 現場説明 | 実施しない。 |
| 1 5 質問及び回答 | （1） 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年6月6日（金）正午までに質問書を道路管理課にFAXで送信すること。 質問受付FAX番号 087-839-2528 ※ 受信確認のため、FAXで送信した旨を電話連絡すること（電話番号：087-839-2515）。 ※ 指定様式は、次のとおり <u>質問及び回答書</u> （2） 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和7年6月9日（月）から 令和7年6月12日（木）まで （市役所閉庁日は除く） イ 閲覧時間 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで （閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始） ウ 閲覧場所 都市整備局 道路管理課 |
| 1 6 入札書の提出期間及び提出先 | （1） 提出期間 令和7年6月10日（火）から 令和7年6月12日（木）まで （同日午後5時必着） （2） 提出方法 郵送又は持参 ア 持参の場合 上記提出期間のうち、日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに提出 イ 郵送の場合 上記提出期間の最終日の午後5時までに必着 （3） 提出先 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市都市整備局 道路管理課 |
| 1 7 開札 | 日時 令和7年6月13日（金）午前9時00分 |
| | 場所 高松市役所8階81会議室 |

| | |
|--------------|---|
| 1 8 再度入札 | <p>(1) 提出期間 令和7年6月16日(月)から 令和7年6月18日(水)まで (同日午後5時必着)</p> <p>(2) 提出方法 郵送又は持参 ア 持参の場合 上記提出期間のうち、日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに提出 イ 郵送の場合 上記提出期間の最終日の午後5時までに必着</p> <p>(3) 提出先 高松市都市整備局 道路管理課 開札日時 令和7年6月19日(木) 午前10時00分</p> |
| 1 9 試行要領等 | <p>高松市公募型指名競争入札試行要領 高松市期間入札試行要領 期間入札(試行)に関する留意事項</p> |
| 2 0 入札参加者の心得 | <p><u>入札参加者の心得</u></p> |
| 2 1 委任状・入札書等 | <p><u>委任状、入札書、委任状及び入札書の記載例、【入札書封筒の表(おもて)に貼り付ける様式】、郵送用封筒宛名</u></p> |
| 2 2 契約条項 | <p>「<u>契約書</u>」「<u>契約約款</u>」「<u>特約</u>」のとおり</p> |
| 2 3 問合せ先 | <p>高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎8階 高松市 都市整備局 道路管理課 管理係 磯部 電話番号 087-839-2515 FAX番号 087-839-2528</p> |

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札(試行)に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札(試行)に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に留意事項は、「別記(入札書を提出する際のチェックポイント)」を始め、重要事項を記載している。
また、契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領内の契約監理課は道路管理課に、メールアドレスはdouro@city.takamatsu.lg.jpに、FAX番号は087-839-2528へ読み替えて準用すること。
- (4) 入札書については、期間入札(試行)に関する留意事項の「5 入札書」に記載のとおり、所定の様式を使用し、入札書の日付は、開札日ではなく、入札金額を記載した日とすること。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 契約保証金は、次に定めるところによる。
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額（長期継続契約の場合は、1年当たりの額に換算した額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき高松市契約規則第23条第2項において規定する担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (8) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (9) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後4日（期日の末日が日曜日、祝日法に定める休日又は土曜日に当たる場合は、その後の直近の平日とする。）以内に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。
- ア 記名押印した契約書
- イ 「10 入札参加条件」の(5)を満たすことを証する書類
- ウ 各年度の契約金額（令和7年度～令和10年度の各年度分）を記載した内訳書
- (9)の2 主たる事務所は、電話、FAX、郵便等による市からの契約に関する通知先であることに鑑み、次の要件を満たすものでなければならない。
- ア その事務所内に固定電話が設置されていること。ただし、常時転送されるものは固定電話と認められない。
- イ その事務所内にFAXが設置されていること。ただし、常時転送されるものはFAXと認められない。
- ウ その商号又は名称が表示された郵便受けがその事務所建物に設置されていること。

(9)の3 次に定めるところにより、写真及び略図を提出しなければならない。写真は、入札参加申請書提出期限日から3か月以内に撮影したものに限り、撮影日を、①電子メールの送付文に記す、②カメラの機能を使って写し込む、③写真の裏面に記載する等により、明らかにすること。

ア 主たる事務所の写真

下記の(ア)から(ウ)までの事項を確認することができる写真を提出すること。

ただし、(ア)、(イ)、(ウ)それぞれにつき1枚ずつである必要はない。

(ア) 建物の全景（テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板）

(イ) 事務所建物に設置された郵便受け（表示された商号又は名称が確認できるものであること。）

(ウ) 主たる事務所の内部（設置されている固定電話及びFAXを写し込むこと。また、事務所の窓等から見える外の景色を、事務所内部を写し込んで撮影すること。）

イ 主たる事務所付近の略図

次の要領で作成すること。

(ア) 事務所の位置が確認できる程度に詳細なものとする。

(イ) 事務所がその建物内にあることの確認ができるよう、ア(ウ)で撮影された景色にある建物や山などを略図中に明示すること。

ウ 写真及び略図の提出先

(ア) 電子メールの場合 (douro@city.takamatsu.lg.jp)

(イ) 持参の場合（高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎8階 道路管理課管理係）

※ 詳細確認等のため追加写真提出依頼があった場合は、速やかに提出すること。

(10) (9)イの書類は、次のとおりとする。

ア 「常勤の自社従業員」関係

(ア) 落札者につき健康保険の加入義務がある場合 健康保険被保険者証の写し又はマイナポータルにおける健康保険証情報の資格情報の画面コピー（又は資格確認書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の健康保険の加入資格が確認できるもの）

(イ) 落札者につき健康保険の加入義務はないが、雇用保険の加入義務がある場合 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合

従業者全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

イ 「資格確認」関係

ビルクリーニング技能士資格者証の写し

- (1 1) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (1 2) この契約は、地方自治法第234条の3による長期継続契約である。したがって、翌年度以降の年度の歳出予算について減額又は削除がされた場合には、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (1 3) 落札後、別途指示する期限までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱うものとする。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)
≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。